

平成29年度司法書士試験本試験「全問題」 徹底検証&リアル解法

ハイブリッド合格塾

午前分析

担当講師 塾長向田恭平



平成29年度本試験 午前択一 問題別分析

※s○は整理用テキスト該当ページ，sなしは本論編テキスト該当ページ
 (2017年合格目標ハイブリッド合格塾テキスト)

午前	解答/ランク	テーマ	形式	選択肢	過去問	テキスト	コメント
1	4	職業選択の自由と合憲性の判断の基準	穴埋め		H24-1イ H15-1・5	77~79 s28,29	①は、職業選択の自由を生命身体のために規制する基準(A)VS経済的弱者のための規制(B)のうち、より厳格な審査が必要である(A)が入る。 また、酒類販売業の免許制については、租税の徴収が目的であり、現在も運用されている制度であるため、③には、徴収可能と判断しやすい内容がくることになり、選択肢は1と4が残り、①の関係で4を選択する。
	A	前提知識: 消極・積極の二分論(既出知識)職業選択の自由に対する、生命等の保護のための規制と社会経済的弱者保護のための規制の基準がある(問題文)					
2	5	財政	組合せ	ア		151④	
				イ		153⑥ 1,s61	
	B	ウの判断は容易。オは84条租税要件法定主義のそのままなので知識で何とか判断したい。イは、どのテキストにも掲載があるはずである。ただ、エを読んでしまうと厳しい。アイの判断がカギ。	ウ	H20-3	149,s60	根拠は条文(89)だが、解釈の知識が誤りに誘導させてしまう表現	
3	4	条約	個数	ア		120,s42	基本知識
				イ		120	この場合に国会の承認を経る手続きは大変だし、実益も多くない
	B	アウオについては、事前の知識で対応可能。エは言回しから×と判断したい。イは、条約を「執行するために必要な技術的・細目的な」ということに国会の承認を経る必要性から判断したい。	ウ		121,s39	どのテキストにも掲載のある基本知識	
		エ		164,s58,s59	テキストに掲載のある基本知識、言回しからも判断可能か		
4	4	成年後見人又は被保佐人	組合せ	ア		30-33,s7	基本知識かつ判断容易
				イ	S63-3	30-33,s7	
	A	全ての選択肢が基本知識正解肢のイオが判断容易	ウ	H9-1・4	30-33,s7		
		エ	H9-1・3	30-33,s5			
5	1	錯誤	組合せ	ア	H23-5ウエオ	20,s33	無効の主張期間に制限はないという知識で解答可能
				イ	H20-5	118,s177	対話問題の過去問の知識そのまま
	B+	アイオの判断は容易。ウの判断も過去問の類推か、テキスト掲載もある基本知識。民訴の知識も活用し判断可能。エは積極的に保留すべき選択肢。	ウ	類H17-4-エ	160	身分行為の錯誤には95条ただし書の適用はない、積極的に判断しなくても良い肢	
				オ	H17-4-オ	57,s223	過去問そのまま

6	4	消滅時効	組合せ	ア	H5-3イ,H元-2-5	s39	時効完成後の債務の承認,信義則に反し援用不可
				イ	H24-6ウ	s37	時効完成前の債務の承認と第三者の関係,時効完成後と区別すること
	A	事例問題を抽象ルールに当てはめる問題。前提となる知識は全て基本知識。アイエオは特に判断容易。	ウ	H5-3ア	s37	時効利益の放棄は相対効なので,他のものには及ばない	
			エ	類H9-4イ	s41	主債務者となったことを知り,弁済する行為は,主債務者としても債務の承認となる	
			オ	H21-5等	s37	債務の承認により,時効の中断が生じているという考えで判断可	
7	4	物権的請求権	組合せ	ア	H24-8・1	s107	長いだけの選択肢
				イ	H14-8イ	s67	「対抗力のある賃借権」は建物収去明渡請求が可能(最判30.4.5)
	A	過去問知識のアイウオで正解可能。事例を整理して判断すれば,どの選択肢から判断しても,解答可能。	ウ	H元-17・2		所有者と無断転借人とは無関係であり,不法占有者として明渡請求可能(最判26.4.27)	
			エ	類H18-11	s65	判断回避すべき。所有権に基づく返還請求は,直接占有者だけでなく間接占有者にも可能(大判昭13.1.28)	
			オ	H24-9ア	s65	過去問知識そのまま	
8	2	不動産物権変動	組合せ	ア	H26-8ウ	s43	過去問そのまま
				イ	類H17-8ア	s19	基本知識
	A	アイのみで解答可能。Cの積極的な判断は不要。	ウ		s19	当初は仮装だったので,Cは売買してから権利主張の機会を逃し,Bが売買をした。Bは代金も支払っているはずなので,保護すべきは,Bと考える。	
			エ	H28-18イウエ	s71		
			オ				
9	1	占有回収の訴え	組合せ	ア	H23-9イ	s67	基礎知識,詐欺は「奪われた」には当たらない
				イ		s69	
	A	アウのみで正解可能	ウ	H16-13イ		基本的な考え方,自力救済の禁止	
			エ	H23-9オ	s69	善意のCの登場により決着	
			オ		s55		
10	2	地上権又は地役権	組合せ	ア	S62-12・4		相隣関係の基本的な知識
				イ	類H18-13オ	s81	地代を払う場合は,1年分の地代を支払って放棄が可能(268 I 但)
	A	アイのみで解答可能。エオも判断容易	ウ	H11-12・5	s81	所有者が買い取る旨を通知したときは,地上権者は正当事由なく拒めない(269)と区別	
			エ	S62-7・3	73	基本知識	
			オ		不s123	287条そのまま,不登法でも使う知識なので知っているはず	
11	4	担保物権	組合せ	ア	H13-9-ア	s73	基礎知識
				イ	H16-12-エ	s79,85	
	A	全ての選択肢が基本知識	ウ	類H26-11-ア	s83		
			エ	S61.6.1	s87		
			オ	類H18-16-エ		関係性を間違えなければ判断容易	

12	4	抵当権の処分	組合せ	ア	類H2-15-イ	s113	基礎知識, 間の人も当事者となる
				イ	類S60-9-2	s109	両方必要
	A	計算が必要な問題であるが, ウエ以外は計算は不要である。結局計算が必要だが, 計算回避の可能性を探ろう。計算は, 一旦処分のない状態の数字を出し, 譲渡, 放棄で計算をし直す	ウ	H14-9-ア	s111	Bの配当金600万円をDに譲渡すると, D400万円, 残りの200万円がBの配当金となる	
			エ	類S60-9-1	s109	基礎知識	
オ	H14-9-イエ		s111	譲渡の場合が500, 放棄の場合が580			
13	4		法定地上権	組合せ	ア	H23-14-イ	s105
		イ			H12-16-1	s105	
	A	ウとオの判断がカギとなる。アイの判断は可能。	ウ		98	当事者の合意を排除する合理的な理由が見つかからない	
			エ		99	177条で処理	
オ			s93	当然には消滅しない			
14	5		根抵当権	組合せ	ア		ns47
		イ			類H元-12-5	ns51	
	A	アイのみで正解可能	ウ		ns47	基礎知識, 元本確定後, 抵当権と比較	
			エ	S59-16-3	161	減額請求の知識	
オ	類H16-15-ア			判断回避でも正解可能			
15	2		非典型担保	組合せ	ア	類H19-13-イ	183,190
		イ			H19-13-エ	s127	過去問の知識
	A	オは過去問そのまま。エオのみの判断で正解可能。	ウ	H21-15-ウ	183	抵当権に準じてできる	
			エ	H24-15-イ	s127	抵当権に準じる	
オ	類H27-15-ア		s131	過去問そのまま			
16	1		債務不履行	組合せ	ア		s191
		イ			H19-17-イ	s45	知識で解くか, 素直に債務不履行の知識で判断
	B+	オの判断を保留し, イが勝負。H19の過去問か, 素直に債務不履行の知識を引っ張り出せば, 判断可能。オは判断回避すべき	ウ	類H23-17-イ	s174	責めに帰すべきカギ	
			エ	類H7-8-ア	s134	基礎知識	
オ				判断回避すべき			
17	5		債権者代位	組合せ	ア	類H22-16-ア	s137
		イ					判断不要
	A	アオの判断で正解可能	ウ		s136	判断回避(問題部と参考情報が長いので)	
			エ	S60-4・2	s137	〜にかかわらず, という部分を無視できたかどうか	
オ	H2-5・2		s139	基礎知識			
18	4		敷金	組合せ	ア		132
		イ				133	実際の問題を考えたら妥当
	A	前提の知識と, 何となくの身近な知識でいけるか。ウオの判断が優先か。他の選択肢も判断はしやすい	ウ	H28-12-オ	s103	過去問	
			エ		132	敷金の特徴からできないはずがない	
オ	H17-11-エ		s93	過去問			

19	2	不当利得	組合せ	ア				
				イ				
	B	前提知識なしで挑んでいくしかない正解できなくても仕方がないが、当事者の関係を整理し、判断していきたい。間違っても仕方がない問題。			ウ			関係当事者と状況を整理し判断していくしかない
					エ			最後に時間をかけて判断。
20	2	氏	組合せ	1	類H23-20-ア	s204	全ての選択肢で迷うことはないだろう	
				2	類H23-20-ア	s205		
	A	全部基本知識			3	類H11-20-ア		s205
					4	H13-18-ウ		s205
					5	類H11-20-オ		s204
21	1	未成年後見	組合せ	ア	H22-21-ア	s211	当然に後見が開始するので、審判は不要	
				イ	H12-22-ウ	s211	財産管理権のみの喪失でも未成年後見は開始する	
	A	イウのみの判断で正解可能。他の選択肢も成年後見としっかり比較、区別ができれば、判断容易。			ウ	H22-21-オ	s211	複数選任する方が本人保護になる
					エ	S58-18-5		判断は不要だが、記述の通り
22	1	遺贈と遺産分割方法の指定	組合せ	1	類H7-19-3	s231	相続の部分的な放棄の方法はない(限定承認はある)、一次判断回避してもOK	
				2	H12-18-エ	s221,231	遺留分の基礎知識、請求権を行使するまでは有効	
	A	ウオのみの判断で正解可能。他の選択肢をどこまで無視できたかがポイント			3	H2-2-オ	s71,73	基礎知識、対抗関係、物権変動ではおなじみ
					4	H22-22-エ	s231	所有権を絶対取得ではないので、誤りかなと判断。代襲で持分の取得の可能性はある。
					5	類H19-23-エ	s231	遺言は自由に撤回が可能。基礎知識。
23	4	遺留分減殺請求	組合せ	ア	類H25-23-ウ	s233	Bは遺留分侵害なし	
				イ		s233	遺贈の対象財産を先に減殺、甲土地は贈与財産(時間軸として昔の話)	
	B+	丁寧に事例を検討し当てはめていく必要がある。遺留分の算定基礎財産と、遺留分侵害額を出してから選択肢を読むと判断しやすい			ウ		s233	1000万円の侵害に対して、それぞれ500万円(2分の1)ずつ減殺可
					エ	類H2-21-3	s233	知っていたかどうかは関係あり
24	5	住居侵入罪	組合せ	ア	H23-25-ウ	s41,91	過去問の知識	
				イ	H23-25-オ			
	A	どれも判断容易。落としてはいけない問題			ウ	S57-28-3		s14,21
					エ	S58-26-5		90
				オ	類H23-25-イ	90		

25	1	正当防衛	組合せ	ア	類S62-25-5	s19	ほぼ過去問そのままの知識
				イ	H21-25-ウ	s19	
	A	正当防衛の基礎知識を問う問題。アウで判断可能	ウ	H18-27-オ	s21		
			エ	S60-25-3	s21		
			オ	H21-25-ア			
26	2	横領罪等	組合せ	ア	類 H9-25-ア	s37	共有物を領得した場合は横領だが、共同占有していた物を単独占有にした場合は窃盗
				イ	類H4-27-イ	s43	よくある問題
	A	刑法の各論は、構成要件を引っ張り出してから解答していく。イオが判断容易。アも文言を正確に判断すれば、判断可能。	ウ	類H9-25-エ		委託信任関係がない占有なので、横領ではなく、遺失物横領となる	
			エ		s37	判断回避してもよい。委託信任関係に基づき自己が占有している他人の代金なので横領	
			オ	H7-25-1	s43	背任の典型事例	
27	5	設立	組合せ	ア			条文知識だが、判断回避してもよい、1次判断は避けるべき
				イ		32,s9	認証を受けた時ではなく、履行が完了した時からである。
	B+	正解はできるかもしれないが、事前知識では難しい。ウエの判断は避けられない。ウを無罪にし、エの閲覧を禁止するか、ウを有罪にして、エの閲覧をさせてあげるかで、比較して判断。	ウ			罪を成立させない積極的な理由はない。判断は避けてもよい	
			エ	類H19-28-ウ		定款の閲覧が可能。投資前に確認したい。	
			オ	類H25-27-ア	21	当たり前のようなことを問われると変に悩むかもしれない	
28	5	種類株式	組合せ	ア		125	「又は種類株主総会」をスルーしなければ大丈夫でしょう
				イ		s13	基礎知識
	A	イウエオは問題なく判断できる。アも基本知識。読み落としのないように。	ウ	類H18-30-ウ		公開ときたら出題したい問題	
			エ	類H20-30-エ	53	上に同じく	
			オ		53,s1	当然のことを確認する問題	
29	5	自己株式と自己新株予約権	単純正誤	ア		74,s31s45	新株予約権について誤り
				イ		73,114,s31	
	B	上から解いて順調に読み落としがなければ正解できるか。一度、どこかの文言を読み飛ばしたり、はまったりすると、単純正誤なので、抜け出せない。割切ろう	ウ	類H19-32-ウ	76,104,s33	これだけは選んではダメです	
			エ	類H15-31-ア	73,s30	相当の時期に処分する必要はない、親会社株式と引っかけか(会135Ⅲ)	
			オ	H23-29-エ	74,103s31s45		
30	1	取締役会	組合せ	ア		151	最初は保留すべき。職務の執行の状況の報告は省略不可、報告すべき事項は省略可
				イ		s53	ここは判断してほしい
	B+	イが判断の軸。アエの判断が必須。エは見たことないな、と。アは事前に知識がないと判断困難かと思われる。エを何とか知識騒動員で判断したい。	ウ			規定がないというのが根拠。判断は不要な選択肢	
			エ		156,s73	出席した取締役と監査役が署名義務を負う、他はないよな、と考えることができれば	
			オ	類S63-36-5	158,s77	判断不要	

31	5	補欠監査役	組合せ	ア		141,s60	定款は必須なのは、重要かつ基本知識
				イ		141,s79	残存期間というのも監査役の補欠の基本知識
	B+	ウエの事例の判断がカギとなる。監査役会の社外監査役の半数の要件、補欠規定の知識があれば正解はできる。	ウ		182,s56	5名以内なので、1人死亡しても、(法定)員数に欠けることはない	
			エ		182,s56	半数の要件が記憶できていれば、間違えることはないはず	
			オ		s77	判断しなくてもよい。員数に欠けることになるか、現認から選べば足りると考えられたか	
32	4	計算等	組合せ	1			1次判断は保留。準備金の計上の手続きは知っているはずなので、それを思い出せたか
				2		s97	絶対間違えてはいけない、資本金の額の減少の場合は、常に必要
	A	イウの判断で正解可能。オも判断容易。アは冷静に考えればわかるかと思うが、判断保留してもよい。他の選択肢も同様	3		s95	知っておくべき基本条文の知識 株主総会の普通決議でやるべき、分からなければ保留	
			4			中間配当の基礎知識	
			5	類H3-33-4	s95		
33	3	合同会社	組合せ	ア	類H20-35-オ	249,s155	株式会社との比較でも重要知識
				イ	H24-33-ウ	245,s151	過去の出題知識
	A	アウエで容易に正解可能	ウ		259	大体のテキストに掲載のある基本知識	
			エ		s107	重要かつ基礎知識	
		オ	類H23-34-エ	248,s149	業務執行をする、という文言を拾えたかどうか		
34	1	組織再編	単純正誤	ア		s43	株式会社ではなくなるので、最後のチャンス
				イ		s119	無限責任役員がいなくなる場面ではないため、省略可
	A	一つ一つの知識は基礎レベル	ウ			登記法の学習をしていれば、判断はできるはず	
			エ		p326	持分会社には事前備置きの制度なし	
		オ		p326	持分会社には事後開示の制度なし		
35	5	商人の商号	単純正誤	ア	S61-39-4		当然可能です
				イ	類S58-39-2	375,s180	外観を信頼した第三者を保護する
	A	正解肢となる5が非常に易しいため、サービス問題。5以外はなんとなく判断して、5を見つけた瞬間解答確定！という問題。	ウ	類S61-39-1	374,s180	これは判断しなければならない知識	
			エ		(s174)	判断回避してもよい	
			オ	H21-35-ウ	374,s181	これは間違いようがない	